

## 仕様書

- 1 名称 令和9年度入学者用 学校案内冊子作成及び印刷(天王寺区役所)
- 2 業務内容 大阪市天王寺区内に居住する令和9年度小中学校就学予定者を対象に、学校選択制を実施するにあたって、制度等の案内周知を目的とする冊子を作成する。
- 3 数量 2,000部
- 4 規格・体裁 A4判 48ページ 中綴じ
- 5 印刷 両面フルカラー刷り／1～48ページ
- 6 用紙 上質グロスコート紙110kg(同等品でも可。ただし見本を提出し、承諾を受けること。)※大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。ただし、流通等の制約から対応が困難と認められる場合は、可能な限り環境に配慮した用紙を使用すること。
- 7 原稿 原稿データの出稿は本市より、Word・Excel・Jpeg等のデータを基本とし、加工・編集を行うこと。電子メールで出稿する。ただし、一部PDF原稿が含まれることがあるため、必要に応じて文章の書きおこしを行うこと。
- 8 デザイン 表紙のみデザイン作成を行うこと。  
表紙については、2案以上デザイン案を提示すること。  
裏表紙については、本市より提供する原稿データの加工・編集を行うこと。  
その他のページは簡単な補正・修正のみ。
- 9 校正 3回以上  
※学校案内の校正は、各学校での確認が必要であるため、特に1回の校正で14日程度要する見込み。
- 10 納入期限 令和8年8月5日(水)
- 11 納入場所 天王寺区役所 市民協働課(教育文化) 3階33番窓口
- 12 納品方法
  - (1) 印刷物  
100部ごとに段ボール梱包すること。
  - (2) データ  
最終校正を反映した完成データ(PDFファイル及びWindows版IllustratorCS(アウトライン済み・アウトライン前のもの)で対応可能なもの。ファイル圧縮はしないこと)を電子媒体(DVD等)にて納品すること。この際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

### 13 その他

- (1) 納入の際、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
- (2) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (3) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (4) 不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書を遵守すること。
- (5) 成果物に使用したすべての写真・文書・データ等の他への転用は一切禁ずる。
- (6) 成果物納品にかかる費用については契約金額に含むものとする。
- (7) 本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。
- (8) 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。
- (9) 契約締結後、速やかに「刷色の使用色」等を本市に提示すること。
- (10) 契約締結後、速やかにデザインや校正スケジュール等の詳細について協議すること。
- (11) 納品物品の名称及び数量等が確認できる納品書等を提出すること。
- (12) この仕様書に記載がないこと及び疑義が生じた場合、必ず本市担当へ問い合わせること。
- (13) その他、問題が生じたときは本市の解釈によるものとする。
- (14) すべての成果物(写真、デザイン、コピー、企画案等)の使用権及び著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む)は、発注者に帰属するものとする。
- (15) 学校案内は、区内全域の次年度に小中学校入学予定者のいる世帯に配付するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので本仕様書のとおり、厳重に履行すること。

### 14 本市担当

天王寺区役所 市民協働課(教育文化) 瀬川

電話:06-6774-9743

## 不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の天王寺区役所企画総務課（連絡先：06-6774-9625）に報告しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

（1）大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

（2）神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。